

長野県における

産業廃棄物行政の取組について

長野県環境部資源循環推進課

1 長野県廃棄物処理計画（第5期）について

長野県では、「長野県廃棄物処理計画（第5期）」を令和3年4月に策定し、県民、事業者、市町村、県といった多くの主体が連携・協働し、循環型社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に取り組んでいるところです。（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）

本計画では、「つくる責任 つかう責任を意識して循環型社会を実現 ～信州らしい生活様式～」を取組目標に掲げ、持続可能な生産消費形態を確保することを目指すSDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」を念頭に、4R（リユース、リデュース、リサイクル、リプレイス）の推進や食品ロスの削減などに取り組んでいます。

長野県内の産業廃棄物の排出量は、増加傾向にある状況を踏まえ、数値目標を表1のとおり掲げています。排出量及び最終処分量は平成30年度実績の水準に留め、これ以上増やさないこととし、再生利用率は推計により設定しました。

表1 産業廃棄物排出量の数値目標

区分	H30（実績）	R7
排出量	4,482千t	4,482千t [※]
最終処分量	81千t	81千t
再生利用率	33.7%	34.4%

※ 業種別内訳：建設業 1,155千t、製造業 1,150千t、電気水道業 2,071千t、その他 106千t（農業系廃棄物等は数値目標には計上していない）

廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用、再生可能資源への代替及び適正処理を推進し、循環型社会を実現するためには、県民、事業者、市町村、県等の適切な役割分担による主体的な取組と、各主体間の連携、協働が必要です。本計画においては、

図1のとおり役割を定めています。

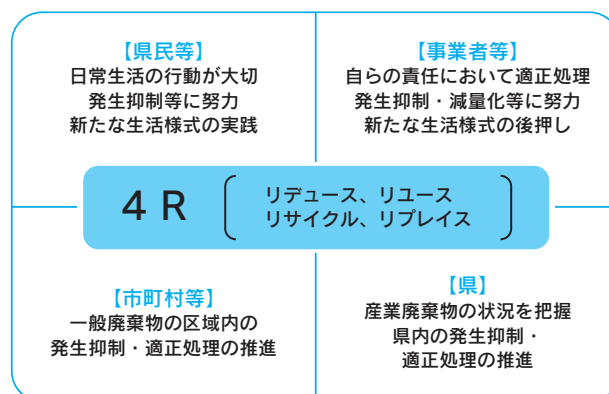


図1 「長野県廃棄物処理計画（第5期）」における役割

産業廃棄物の適正処理の確保に関しては、次の施策を展開しています。

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度等の周知

マニフェスト制度をはじめ、電子マニフェストの運用について、講習会等の様々な機会を通じて周知を図っています。

(2) 立入検査の実施

計画的、重点的、効率的に立入検査を実施するとともに、市町村職員併任制度の促進により体制の強化を図っています。また、立入検査業務を的確に行える専門知識を有した人材の育成のため、現地機関（地域振興局）への廃棄物監視員の複数配置、研修の強化・充実に努めています。

(3) 産業廃棄物の不法投棄等の防止

不法投棄監視連絡員によるパトロール・夜間監視・ドローンによる上空からの監視を実施するとともに、近隣都県と協力し、産業廃棄物収集運搬車両点検を実施しています。また、不法投棄ホットラインの設置や関係団体との通報協定の締結などにより、不法投棄に関係する情報を効率よく収集する体制作りに努めています。

(4) 産業廃棄物の処理実績報告

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づき、処理業者等からの報告により、産業廃棄物の県外への流出状況及び県内への流入状況を把握するとともに、産業廃棄物の処理動向を注視しています。

2 長野県産業廃棄物 3R 実践協定

長野県では、産業廃棄物の減量化、適正処理の取組として、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者と「協定」を結ぶ「長野県産業廃棄物 3R 実践協定」制度を実施しています。（協定期間は3年間。）

協定締結の実施目的は次のとおりです。

- 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者における産業廃棄物の排出抑制、適正処理の一層の推進
- 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の適正処理等の取組を広く県民に公表することにより、産業廃棄物処理に対する県民の理解を深めるとともに、一層の信頼を確保
- 協定事項に関する取組を通じ、排出事業者及び処理業者の産業廃棄物処理水準及び意識の向上

また、制度のイメージは **図2** に、協定締結対象者の要件等は **表2** に示すとおりです。

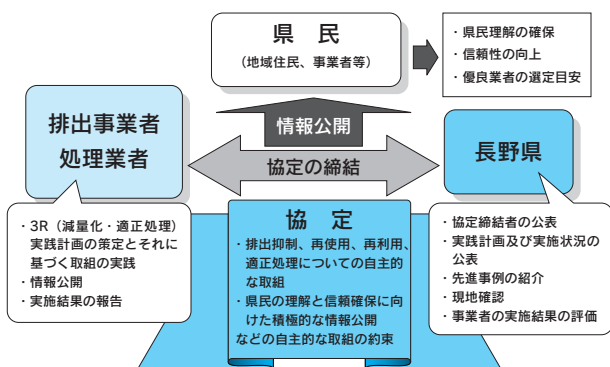


図2 「長野県産業廃棄物 3R 実践協定」制度のイメージ

表2 協定締結対象者の要件等

区分	排出事業者	処分業者	収集運搬業者
地域要件	県内に事業所を有する者	県内に事業所又は処理施設を有する者	県内に事業所、営業所又は積替保管施設を有する者
許可要件	—	長野県知事許可を有する者	
業種要件	製造業、建設業	—	

※ 詳細は県ホームページをご覧ください。

[<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/genryoka/index.html>]

令和5年3月末時点で、200者と協定を締結して

います。協定締結後は、締結事業者の取組内容及び締結期間中に提出された実践計画書・報告書を掲載し、県ホームページに掲載・公表しています。

また、協定締結により得られるインセンティブとして、排出事業者（建設業）は、建設工事等入札参加資格審査申請において、新客観点数の加点対象とされます。（申込は随時受付。）

3 電子マニフェスト操作説明セミナー

電子マニフェストの普及・啓発の取組として、平成22年度から未加入事業者を主な対象とする「電子マニフェスト操作体験セミナー」を開催しました。（令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止。）

本セミナーは、電子マニフェストの利便性等を実感いただくため、受講者には実際にパソコンを用いた操作をご体験いただきました。セミナー当日の説明にあたっては、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター様からインストラクターをご派遣いただき、これまでに900名以上の方が受講され、電子マニフェストの普及率は登録件数ベースで、約15%（平成22年度実績）から約51%（令和3年度実績）に向上しました。



写真 セミナーの様子